平成２３年（フ）第３０５６号
大阪市東成区深江北３丁目６番29号　ロイヤル深江202号
債務者　加藤こと　金　　良美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０６１号
大阪市中央区瓦屋町２丁目15番９―601号
債務者　松本　幹夫
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０６２号
大阪府枚方市香里ケ丘12丁目22番２号
債務者　池田　明美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０６３号
大阪府枚方市中宮西之町17番25―102号
債務者　大畑　尚美（旧姓吉成）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０６５号
大阪府枚方市茄子作３丁目４番24号
債務者　谷口　朝道
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０６９号
大阪市旭区清水２丁目５番18号
債務者　西田　和代
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９号
山形県米沢市下花沢３丁目３番44号　コーポ弓町Ａ―１号室
債務者　小幡　誠司
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第４０号
山形県米沢市大字芳泉町17668番地の１　リバーサイドなかむら103号室、前住所山形県米沢市松が岬２丁目５番17号
債務者　桒島　健夫
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第４２号
山形県南陽市宮内366番地の２　ベルクプラッツＡ棟201号室
債務者　坂西絵理子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１４５号
埼玉県越谷市南町１丁目19番17号　カーサビアンカ越谷203
債務者　小倉　博幸
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
埼玉県吉川市美南４丁目19番地８　シャルマンドミールＢ206、町名地番変更前の住所埼玉県吉川市大字中曽根574番地　シャルマンドミールＢ206
債務者　菅野　明宏
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
千葉県木更津市真里谷39番地　コーポベル203
債務者　吉田　優子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第７６６号
愛知県豊明市新栄町７丁目458番地　メゾン花みずき206号
債務者　鈴木　智之
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８５２号
名古屋市東区東大曽根町40番13号　和光荘105号
債務者　樋田　和夫
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８８２号
名古屋市西区又穂町４丁目３番地の１
債務者　杉山　　豊
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９０号
愛知県豊田市小坂本町１丁目12番地４　愛知ビル601号
債務者　小野内ハビバこと　アケルクシュ　ハビバ
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
愛知県岡崎市森越町字三円75番地　グリーンハイツ三円206
債務者　西田　幸生
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係